



01 市民窓口課 (しみんまどぐちか)

01-01 マイナンバーカード(まいなんばーカード)を作(つく)りたいとき

01-02 マイナンバーカード(まいなんばーカード)に書(か)いてあることが
変(か)わったとき

01-03 在留期間(ざいりゅうきかん)が延長(えんちょう)した時(とき)の
マイナンバーカード(まいなんばーカード)の手続(てつづ)き

01-04 住(す)むところを登録(とうろく)する【住民登録(じゅみんとうろく)】

01-05 ハンコ(はんこ)のとうろく【印鑑登録(いんかんとうろく)】

01-06 戸籍(こせき)の届出(とどけで)

01-07 住民票(じゅうみんひょう)が欲(ほ)しいとき





02 こども家庭課 (こどもかていか)

02-01 妊娠(にんしん)・出産(しゅっさん)について

02-02 子育て(こそだ)てサービス(さーびす)

02-03 助成制度(じょせいせいど)

02-04 助成制度(じょせいせいど)①児童手当(じどうてあて)の申請(しんせい)

02-05 助成制度(じょせいせいど)②児童扶養手当(じどうふようてあて)の申請(しんせい)

02-06 助成制度(じょせいせいど)③たつのご預(あず)かり保育利用助成(ほいくりようじょせい)の申請(しんせい)

02-07 助成制度(じょせいせいど)④子育てサポート利用助成(こそだてさぽーとりようじょせい)の申請(しんせい)

02-08 子育て(こそだ)てに困(こま)ったときは





03-01 予防接種(よぼうせっしゅ)について【病気(びょうき)の予防(よぼう)】

03-02 病院(びょういん)に行(い)きたいとき

03-03 休日(きゅうじつ)に急病(きゅうびょう)になったら

03 医療対策課
(いりょうたいさくか)





04 保育課 (ほいくか)

04-01 こどもを預(あず)ける

【幼稚園(ようちえん)・認定(にんてい)こども園(えん)(幼稚園部分(ようちえんぶぶん))】

04-02 こどもを預(あず)ける

【保育所(ほいくしょ)(園(えん))・認定(にんてい)こども園(えん)(保育部分(ほいくぶぶん))・地域保育施設(ちいきほいくしせつ)】

04-03 学童保育(がくどうほいく)を利用(りよう)する





05 保険年金課 (ほけんねんきんか)

05-01 医療福祉費支給制度(いりょうふくしひしきゅうせいど)(マル福(まるふく))

05-02 マル福受給者(まるふくじゅきゅうしゃ)が県外(けんがい)の病院(びょういん)や薬局(やっきょく)を受診(じゅしん)した場合(ばあい)

05-03 国民年金(こくみんねんきん)に入(はい)るための手続(てつづ)き

05-04 国民年金保険料(こくみんねんきんほけんりょう)の免除制度(めんじょせいど)

05-05 国民健康保険(こくみんけんこうほけん)とは

05-06 国民健康保険(こくみんけんこうほけん)に入(はい)るとき

05-07 国民健康保険(こくみんけんこうほけん)をやめるとき

05-08 国民健康保険税(こくみんけんこうほけんぜい)





06-01 小学校(しょうがっこう)・中学校(ちゅうがっこう)について

06-02 こどもを小学校(しょうがっこう)・中学校(ちゅうがっこう)へ通(かよ)わせたいとき

06-03 こどもと龍ヶ崎市(りゅうがさきし)に住(す)むとき、
他(ほか)のまちに住(す)むとき

06-04 学校(がっこう)に通(かよ)わせるお金(かね)が足(た)
りないとき

06 教育総務課 (きょういくそうむか)





RYUGASAKI CITY

Ryugasaki Oyakudachi Card

07-01 下水道(げすいどう)を使(つか)う【龍ヶ崎市(りゅうがさきし)に住(す)む】

07-02 下水道(げすいどう)をやめる【市外(しがい)に住(す)む】

07-03 下水道(げすいどう)を使(つか)う【市内(しない)で別(べつ)なところに住(す)む】

07-04 下水道(げすいどう)を使(つか)う【使(つか)う人(ひと)の数(かず)が変(か)わったとき】

07-05 下水道料金(げすいどうりょうきん)を払(はら)う

07 下水道課 (げすいどうか)





08 生活環境課 (せいかつかんきょうか)

08-01 ごみを出(だ)すときの決(き)まり

08-02 ごみの種類(しゅるい)

08-03 ごみを出(だ)す場所(ばしょ)

08-04 ごみを出(だ)す日(ひ)と時間(じかん)

08-05 犬(いぬ)を飼(か)い始(はじ)めたとき

08-06 狂犬病(きょうけんびょう)予防注射(よぼうちゅうしゃ)について

08-07 飼(か)い犬(いぬ)が死亡(しぼう)した場合(ばあい)





09 税務課 (ぜいむか)

09-01 課税所得(かぜいしょとく)・納税(のうぜい)・固定資産(こていしさん)証明(しょうめい)等(など)がほしいとき

09-02 仮ナンバー(かりなんばー)を借(か)りたいとき

09-03 原付バイク(げんつきばいく)を登録(とうろく)、廃車(はいしゃ)したいとき

09-04 市県民税(しけんみんぜい)の申告(しんこく)をしたいとき





10 防災安全課 (ぼうさいあんぜんか)

10-01 災害(さいがい)の前(まえ)に

10-02 避難(ひなん)するときは

10-03 災害(さいがい)【台風(たいふう)・大雨(おおあめ)】

10-04 災害(さいがい)【地震(じしん)】

10-05 警戒レベル(けいかいレベル)【避難(ひなん)の
タイミング(たいみんぐ)】





11-01 火災(かさい)に遭(あ)ったとき

11 福祉総務課 (ふくしそうむか)





12 地域づくり推進課 (ちいきづくりすいしんか)

12-01 日本語(にほんご)を学(まな)ぶ

12-02 相談(そうだん)する





01-01 マイナンバーカード(まいなんばーカード)を作(つく)りたいとき

- 住民票(じゅうみんひょう)がある人(ひと)が持(も)つ12桁(けた)の番号(ばんごう)です。
- 市役所市民窓口課(しやくしよしみんまどぐちか)マイナンバーカードセンター(まいなんばーカードせんたー)か各出張所(かくしゅっちょうじょ)に在留カード(ざいりゅうカード)をもつて来(き)てください。
- できるまでに1か月(かげつ)～1か月半(かげつはん)かかります。
- 封筒(ふうとう)が届(とど)いたら、在留カード(ざいりゅうカード)を持(も)つて市役所(しやくしよ)マイナンバーカードセンター窓口(まいなんばーカードせんたーまどぐち)に取(と)りに来(き)てください。





01-02 マイナンバーカード(まいなんばーカード)に書(か)いてあることが 変(か)わったとき

- 住(す)んでいるところ・名前(なまえ)が変(か)わったらマイナンバーカード(まいなんばーカード)の手續(てつづ)きが必要(ひつよう)です。
- 14日(か)以内(いない)に在留カード(ざいりゅうカード)を持(も)って市役所市民窓口課(しやくしよしみんまどぐちか)マイナンバーカードセンター(まいなんばーカードせんたー)に来(き)てください。





01-03 在留期間(ざいりゅうきかん)が延長(えんちょう)した時(とき)の マイナンバーカード(まいなんばーカード)の手続(てつづ)き

- 在留期間(ざいりゅうきかん)に変更(へんこう)があるときは、市役所市民窓口課(しやくしょしみんまどぐちか)マイナンバーカードセンター(まいなんばーカードせんたー)に来(き)てください。
- マイナンバーカード(まいなんばーカード)の期限(きげん)が切(き)れると使(つか)えません。
- マイナンバーカード(まいなんばーカード)の期限(きげん)が切(き)れて作(つく)り直(なお)すと、お金(かね)がかかります。





01-04 住(す)むところを登録(とうろく)する【住民登録(じゅみんとうろく)】

- 3月(つき)を超(こ)えて日本(にほん)に住(す)む人は、住民登録(じゅみんとうろく)をしてください。
- 住(す)み始(はじ)めてから14日(か)以内(いない)に市役所(しやくしょ)で手続(てつづ)きをしてください。
- 今(いま)登録(とうろく)しているところから住(す)むところを移(うつ)す時(とき)は、龍ヶ崎市(りゅうがさきし)で手続(てつづ)きしてください。
- 市役所市民窓口課(しやくしよしみんまどぐちか)、各出張所(かくしゅつちようじょ)の窓口(まどぐち)で手続(てつづ)きできます。
- 転出(てんしゅつ)だけなら郵送(ゆうそう)でできます。
- マイナンバーカード(まいなんばーかーど)を使(つか)ったオンライン(おんらいん)での申請(しんせい)もできます。





➤ 01-05 ハンコ(はんこ)のとうろく【印鑑登録(いんかんとうろく)】

- あなたのハンコ(はんこ)を市役所(しやくしょ)に登録(とうろく)できます。
- 登録(とうろく)するハンコ(はんこ)と在留カード(ざいりゅうカード)かマイナンバーカード(まいなんばーカード)を持(も)って窓口(まどぐち)に来(き)てください。
- 登録(とうろく)できるハンコ(はんこ)は、カタカナ(かたかな)かアルファベット(あるふあべっと)で、住民登録(じゅうみんとうろく)してある表記(ひょうき)です。
- 印鑑登録証(いんかんとうろくしょう)というカード(カード)が発行(はっこう)されます。
- ハンコ(はんこ)の登録証明書(とうろくしょうめいしょ)がひつようなときにつかいます。





01-06 戸籍(こせき)の届出(とどけで)

- 「出生(しゅっしょう)・婚姻(こんいん)・離婚(りこん)」を市役所市民窓口課(しゃくしょしみんまどぐちか)、各出張所(かくしゅっちょうじょ)に届(とど)けます。
- 「出生届(しゅっしょうとどけ)」は、子供(こども)が生(う)まれたら14日(か)以内(いない)に届(とど)けます。
- 大使館(たいしかん)や領事館(りょうじかん)にも連絡(れんらく)します。
- 婚姻届(こんいんとどけ)と離婚届(りこんとどけ)は日本(にほん)で結婚(けっこん)や離婚(りこん)をする時(とき)に提出(ていしゅつ)してください。
- 「死亡届(しぼうとどけ)」は、家族(かぞく)がなくなったら7日(か)以内(いない)に市役所市民窓口課(しゃくしょしみんまどぐちか)へ届(とど)けます。





01-07 住民票(じゅうみんひょう)が欲(ほ)しいとき

- 住民登録(じゅうみんとうろく)をしていれば在留カード(ざいりゅうカード)やマイナンバーカード(まいなんばーカード)を持(も)って市役所市民窓口課(しやくしよしみんまどぐちか)か、各出張所(かくしゅっちょうじょ)でもらいます。
- 住民票(じゅうみんひょう)をもらうには、お金(かね)【300円(えん)/1通(つう)】がかかります。
- マイナンバーカード(まいなんばーカード)を持(も)っていればコンビニ(こんびに)でも発行(はっこう)できます。





02-01 妊娠(にんしん)・出産(しゅっさん)について

- 市役所こども家庭課(しゃくしょこどもかていか)に妊娠(にんしん)したことを伝(つた)えて、母子健康手帳(ぼしけんこうてちょう)をもらいます。相談(そうだん)もできます。
- 妊婦健診(にんぷけんしん)の券(けん)をもらいます。
- 赤(あか)ちゃんが生(う)まれたら 出生連絡票(しゅっしょうれんらくひょう)と出生届(しゅっしょうとどけ)を生(う)まれてから14日後(かご)までに市役所こども家庭課(しゃくしょこどもかていか)に出(だ)します。
- お母(かあ)さんの心身(しんしん)のケア(けあ)や育児(いくじ)のサポート(さぽーと)をするサービス(さーびす)があります。
- 妊娠(にんしん)・出産(しゅっさん)・子育て(こそだ)てに関連(かんれん)する商品(しょうひん)と交換(こうかん)できるポイント(ぽいんと)がもらえます。





02-02 子育て(こそだ)てサービス(さーびす)

- 子育て支援センター(こそだてしえんせんたー):自由(じゆう)に親子(おやこ)で交流(こうりゅう)できます。イベント(いべんと)に参加(さんか)することができます。子育て(こそだ)てについて保育士(ほいくし)に相談(そうだん)できます。
- 「いばらきKids Club(いばらききっずくらぶ)」カード(かーど)を発行(はっこう)しています。カード(かーど)を持(も)っていると、協賛店舗(きょうさんてんぽ)でのサービス(さーびす)を受(う)けることができます。
- 病気(びょうき)で子育て(こそだ)てができないときに一時的(いちじてき)に施設(しせつ)で預(あず)かるサービス(さーびす)があります。
- こどもの送迎(そうげい)・預(あず)かるサービス(さーびす)もあります。
- 詳(くわ)しい話(はなし)はこども家庭課(かていか)に聞(き)いてください。





02-03 助成制度(じょせいせいど)

- 児童手当(じどうてあて)や児童扶養手当(じどうふようてあて)など、子育て(こそだ)のための経済的支援(けいざいてきしえん)があります。
- 保育サービス(ほいくさーびす)を利用(りよう)した費用(ひよう)について一部(いちぶ)を助成(じょせい)します。

【たつのご預(あず)かりサービス(さーびす)・子育てサポート利用助成(こそだてさぽーとりようじょせい)】

- ひとり親家庭(おやかてい)で資格取得(しかくしゅとく)を目指(めざ)すときの給付金(きゅうふきん)やJR定期券(ていきけん)の割引(わりびき)できる証明書(しょうめいしょ)の発行(はっこう)などがあります。
- 詳(くわ)しい話(はなし)は市役所こども家庭課(しやくしょこどもかていか)に聞(き)いてください。





02-04 助成制度(じょせいせいど)①児童手当(じどうてあて)の申請(しんせい)

- 18歳(さい)までのこどもを育(そだ)てている人(ひと)は、手当(てあ)てがもらえます。
- 申請(しんせい)は市役所こども家庭課(しやくしょこどもかていか)か、各出張所(かくしゅつちようじょ)で行(おこな)います。
- 資格確認書(しかくかくにんしよ)など、銀行口座(ぎんこうこうざ)のわかるもの、マイナンバーカード(まいなんばーかーど)が必要(ひつよう)です。



02-05 助成制度(じょせいせいど)②児童扶養手当(じどうふようてあて)の申請(しんせい)

- 同(おな)じところに異性(いせい)の人(ひと)が住(す)んでいない、ひとり親家庭(おやかてい)の人(ひと)に手当(てあ)てがあります。
- こどもが18歳(さい)になるまで手当(てあ)てをもらえます。
- 手当(てあ)てをもらうには、審査(しんさ)があります。
- 申請(しんせい)をする人(ひと)は市役所こども家庭課(しやくしよこどもかていか)に来(き)てください。





02-06 助成制度(じょせいせいど)③たつこの預(あず)かり保育利用助成(ほいくりようじょせい)の申請(しんせい)

- 保育施設(ほいくしせつ)などの預(あず)かりサービス(さーびす)を利用(りよう)した費用(ひよう)の一部(いちぶ)を、助成(じょせい)します。
- 申請(しんせい)は、保護者(ほごしゃ)(お父(とう)さんかお母(かあ)さん)のハンコ(はんこ)をもって市役所こども家庭課(しやくしよこどもかていか)に来(き)てください。





02-07 助成制度(じょせいせいど)④子育てサポート利用助成(こそだてさぽーとりようじょせい)の申請(しんせい)

- NPO法人(ほうじん)が実施(じっし)する保育サービス(ほいくさーびす)や市ファミリーサポートセンター(しふぁみりーさぽーとせんたー)の援助活動(えんじょかつどう)を利用(りよう)した際(さい)に、費用(ひよう)の一部(いちぶ)を助成(じょせい)します。
- 申請対象者(しんせいたいしょうしゃ)は中学生(ちゅうがくせい)までの児童(じどう)を養育(よういく)している人(ひと)です。
- 申請(しんせい)は、保護者(ほごしゃ)(お父(とう)さんかお母(かあ)さん)のハンコ(はんこ)をもって市役所こども家庭課(しやくしょこどもかていか)に来(き)てください。





02-08 子育て(こそだ)てに困(こま)ったときは

- 子育て(こそだ)てで悩(なや)んだら、市役所こども家庭課(しやくしよこどもかていか)に相談(そうだん)することができます。相談員(そうだんいん)が話(はなし)を聞(き)いて一緒(いっしょ)に考(かんが)えます。
- 「児童虐待(じどうぎゃくたい)かも？」と思(おも)ったら、市役所こども家庭課(しやくしよこどもかていか)か土浦児童相談所(つちうらじどうそうだんじょ) ダイアル(だいやる)189に電話(でんわ)してください。
- 緊急(きんきゅう)と思(おも)われるときは警察(けいさつ)(110番(ばん))に電話(でんわ)してください。





03-01 予防接種(よぼうせっしゅ)について【病気(びょうき)の予防(よぼう)】

- 6歳(さい)までの小学校(しょうがっこう)に入(はい)る前(まえ)のこどもがいる家庭(かてい)は在留カード(ざいりゅうカード)を持(も)って市役所医療対策課(しやくしよいりょうたいさくか)に来(き)てください。
- 母子健康手帳(ぼしけんこうてちょう)など前(まえ)の注射(ちゅうしゃ)した記録(きろく)が分(わ)かるものがあれば用意(ようい)します。
- 接種(せっしゅ)が必要(ひつよう)な時(とき)は、予診票(よしんひょう)を渡(わた)します。





03-02 病院(びょういん)に行(い)きたいとき

- 病院(びょういん)に行(い)くときにはマイナ保険証(まいなほけんしょう)などを持(も)って行(い)きます。
- 市内(しない)の病院(びょういん)を知(し)りたいときは市(し)のホームページ(ほーむぺーじ)「医療機関案内(いりょうきかんあんない)」(リンク(りんく))を見(み)ます。

<https://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/anzen/sinsatsu/iryoukikan-kensaku.html>

- 市内(しない)の歯医者(はいしゃ)を知(し)りたいときは市(し)のホームページ(ほーむぺーじ)「歯科医院案内(しかいいんあんない)」(リンク(りんく))を見(み)ます。

https://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/fukushi/kenko/kensin/R5_hokensenta_yotei.files/P07.pdf





03-03 休日(きゅうじつ)に急病(きゅうびょう)になったら

- 休(やす)みの日(ひ)に病気(びょうき)になったら休日当番医(きゅうじつとうばんい)に行(い)きます。
- 休(やす)みの日(ひ)に病院(びょういん)を探(さが)すときは市(し)のホームページ(ほーむぺーじ)「休日診療案内(きゅうじつしんりょうあんない)」(リンク(りんく))を見(み)ます。

<https://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/anzen/sinsatsu/kyujitu.html>

- 病院(びょういん)に電話(でんわ)をしてから行(い)きます。





04-01 こどもを預(あず)ける【幼稚園(ようちえん)・認定(にんてい)こども園(えん)(幼稚園部分(ようちえんぶぶん))】

- こどもを3歳(さい)から預(あず)けられます。
- 一日(にち)4時間(じかん)こどもを預(あず)けられます。園(えん)によって時間(じかん)がちがいます。
- 園(えん)ごとにかかるお金(かね)がちがいます。
- 園(えん)の見学(けんがく)や説明会(せつめいかい)に参加(さんか)してください。
- 希望(きぼう)する園(えん)に行(い)って申込(もうしこ)みをしてください。
- 審査(しんさ)を行(おこな)って決定(けつてい)したら入園(にゅうえん)です。





04-02 こどもを預(あず)ける【保育所(ほいくしょ)(園(えん))・認定(にんてい)こども園(えん)(保育部分(ほいくぶぶん))・地域保育施設(ちいきほいくしせつ)】

- こどもが0歳(さい)から申(もう)し込(こ)めます。締切日(しめきりび)は、市役所保育課(しやくしょほいくか)に聞(き)いてください。
- 家庭(かてい)でこどもを見(み)られない理由(りゆう)により8時間(じかん)または11時間(じかん)預(あず)けられます。
- 希望(きぼう)する施設(しせつ)の見学(けんがく)・説明会(せつめいかい)に参加(さんか)してください。
- 市役所保育課(しやくしょほいくか)に申(もう)し込(こ)みに来(き)てください。
- 家庭(かてい)でこどもを見(み)られない証明(しょうめい)が必要(ひつよう)です。
- 審査(しんさ)して決定(けつてい)したら入所(にゅうしょ)です。
- 収入(しゅうにゅう)や園(えん)によってかかるお金(かね)が変(か)わります。





04-03 学童保育(がくどうほいく)を利用(りよう)する

- 市役所保育課(しやくしょほいくか)に申込書(もうしこみしょ)(申込資料(もうしこみしりょう))を取(と)りに来(き)てください。
- 放課後(ほうかご)や長期(ちょうき)休(やす)みにこどもを見(み)ることができない証明書(しょうめいしょ)を用意(ようい)してください。
- 申(もう)し込(こ)む書類(しょるい)は毎月(まいつき)15日(にち)までに届(た)きます。(新年度(しんねんど)・長期休(ちょうきやす)みは別(べつ))
- 審査(しんさ)をして決定(けつてい)したら利用(りよう)できます。
- お金(かね)がかかります。





05-01 医療福祉費支給制度(いりょうふくしひしきゅうせいど)(マル福(まるふく))

- こどもが病院(びょういん)で診(み)てもらった時(とき)のお金(かね)が安(やす)くなる制度(せいど)があります。
- もらうには届(とど)けが必要(ひつよう)です。市役所保険年金課(しやくしょほけんねんきんか)で手続(てつづ)きします。





05-02 マル福受給者(まるふくじゅきゅうしゃ)が県外(けんがい)の病院(びょういん)や薬局(やっきょく)を受診(じゅしん)した場合(ばあい)

- 茨城県外(いばらきけんがい)ではマル福受給者証(まるふくじゅきゅうしゃしょう)が使用(しょう)できません。
- 病院(びょういん)の費用(ひよう)の一部(いちぶ)が戻(もど)ってくることがあります。
- 請求(せいきゅう)は届(とど)けが必要(ひつよう)です。病院(びょういん)で診(み)てもらった次(つぎ)の月(つき)に市役所保険年金課(しやくしょほけんねんきんか)に届(とど)けます。





05-03 国民年金(こくみんねんきん)に入(はい)るための手続(てつづ)き

- 日本(にっぽん)に住(す)んでいる20～60歳未満(さいみまん)の人(ひと)で、会社(かいしゃ)の厚生年金保険(こうせいねんきんほけん)に入(はい)っていない人(ひと)は国民年金(こくみんねんきん)に入(はい)ります。
- 身分証明書(みぶんしょうめいしょ)を用意(ようい)して、市役所保険年金課(しやくしょほけんねんきんか)で手続(てつづ)きをします。
- 本人以外(ほんにんいがい)の人(ひと)が手続(てつづ)きするときは、委任状(いにんじょう)が必要(ひつよう)です。
- 毎月(まいつき)保険料(ほけんりょう)がかかりますが、免除制度(めんじょせいど)などもあります。市役所保険年金課(しやくしょほけんねんきんか)に聞(き)いてください。





05-04 国民年金保険料(こくみんねんきんほけんりょう)の免除制度(めんじょせいど)

- 保険料(ほけんりょう)が払(はら)えないときは、免除制度(めんじょせいど)があります。
- 前(まえ)の年(とし)の給与(きゅうよ)が基準(きじゅん)より低(ひく)いときは、届出(とどけで)すると保険料(ほけんりょう)が免除(めんじょ)されることがあります。
- 制度(せいど)については市役所保険年金課(しやくしょほけんねんきんか)に聞(き)いてください。
- 身分証明書(みぶんしょうめいしょ)を用意(ようい)して、市役所保険年金課(しやくしょほけんねんきんか)で手続(てつづ)きします。
- 本人以外(ほんにんいがい)の人(ひと)が、手続(てつづ)きするときは委任状(いにんじょう)が必要(ひつよう)です。
- 学生(がくせい)は、別(べつ)の免除制度(めんじょせいど)があります。学生証(がくせいしょう)をもって市役所保険年金課(しやくしょほけんねんきんか)に来(き)てください。





05-05 国民健康保険(こくみんけんこうほけん)とは

- 外国籍(がいこくせき)の人(ひと)で「在留資格(ざいりゅうしかく)」があり、会社(かいしゃ)で健康保険(けんこうほけん)に入(はい)っていない人(ひと)は、国民健康保険(こくみんけんこうほけん)に入(はい)ります。
- 資格確認書(しかくかくにんしよ)などを病院(びょういん)に見(み)せて、医療(いりょう)が受(う)けられます。
- 入(はい)った人(ひと)は保険税(ほけんぜい)を納(おさ)めなければなりません。
- 手続(てつづ)きが遅(おく)れた場合(ばあい)も遡(さかのぼ)って保険税(ほけんぜい)を支払(しはら)わなければなりません。





05-06 国民(こくみん)健康(けんこう)保険(ほけん)に入(はい)るとき

- 国民健康保険(こくみんけんこうほけん)に入(はい)るときは市役所 保険年金課(しやくしよほけんねんきんか)か、各出張所(かくしゅつちようじょ)に行(い)きます。

【入(はい)るのに必要(ひつよう)なもの】

- ①在留カード(ざいりゅうカード)
- ②パスポート(ぱすぽーと) 【在留資格(ざいりゅうしかく)が特定活動(とくていかつどう)の人(ひと)は「指定書(していしよ)」も必要(ひつよう)】
- ③マイナンバーカード(まいなんばーカード)または通知カード(つうちカード)
- ④会社(かいしゃ)の健康保険(けんこうほけん)をやめた人(ひと)は「国民健康保険(こくみんけんこうほけん)に入(はい)る人(ひと)全員分(ぜんいんぶん)の社会保険資格喪失証明書(しゃかいほけんしかくそうしつしょうめいしよ)」または「離職票(りしょくひよう)」
- ⑤委任状(いにんじょう)(世帯主以外(せたいぬしいがい)の人(ひと)が手続(てつづ)きをするとき)





05-07 国民健康保険(こくみんけんこうほけんほけん)をやめるとき

- 国民健康保険(こくみんけんこうほけん)をやめるときは、市役所保険年金課(しやくしょほけんねんきんか)か各出張所(かくしゅつちようじょ)に行(い)きます。
- 出国(しゅつこく)、転出(てんしゅつ)される人(ひと)や、就職(しゅうしょく)などで会社(かいしゃ)の健康保険(けんこうほけん)に入(はい)った人(ひと)。

【やめるときに必要な(ひつよう)なもの】

- ①在留カード(ざいりゅうカード)
- ②マイナンバーカード(まいなんばーカード)または通知カード(つうちカード)
- ③国民健康保険(こくみんけんこうほけん)の保険証(ほけんしょう)や資格確認書(しかくかくにんしょ)、または資格情報(しかくじょうほう)のお知(し)らせ
- ④会社(かいしゃ)の健康保険(けんこうほけん)の保険証(ほけんしょう)や資格確認書(しかくかくにんしょ)、または資格情報(しかくじょうほう)のお知(し)らせ
- ⑤委任状(いにんじょう)(世帯主以外(せたいぬしいがい)の人(ひと)が手続(てつづ)きをするとき)





05-08 国民健康保険税(こくみんけんこうほけんぜい)

- 国民健康保険税(こくみんけんこうほけんぜい)【保険税(ほけんぜい)】は年度(ねんど)・世帯(せたい)ごとに計算(けいさん)する税金(ぜいきん)です。
- 保険税(ほけんぜい)は年度途中(ねんどとちゅう)で加入(かにゅう)したときや、やめたときは、月割(つきわ)りで再計算(さいけいさん)します。
- 医療給付費分(いりょうきゅうふひぶん)、後期高齢者支援金分(こうきこうれいしゃしえんきんぶん)、介護納付金分(かいごのうふきんぶん)(40歳(さい)から65歳未満(さいみまん)の加入者(かにゅうしゃ)が対象(たいしょう))の3つの合計額(ごうけいがく)が課税(かぜい)されます。
- 前年(ぜんねん)の所得(しょとく)で計算(けいさん)する「所得割(しょとくわり)」と1人(ひとり)あたりにかかる「均等割(きんとうわり)」があります。
- 保険税(ほけんぜい)は必(かなら)ず納(おさ)めてください。
- 保険税(ほけんぜい)を納(おさ)めないままにしておくと、給与(きゅうよ)などの差(さ)し押(お)さえを行(おこな)う場合(ばあい)があります。
- 保険税(ほけんぜい)を納(おさ)めることができないときは市役所納税課(しやくしょのうぜいか)に相談(そうだん)してください。





06-01 小学校(しょうがっこう)・中学校(ちゅうがっこう)について

- 6歳(さい)から12歳(さい)は小学校(しょうがっこう)に、12歳(さい)から15歳(さい)は中学校(ちゅうがっこう)に通(かよ)います。
- 学校(がっこう)は、4月(がつ)からはじまって3月(がつ)に終(お)わります。
- 学校(がっこう)では、国語(こくご)、算数(さんすう)、理科(りか)、社会(しゃかい)、体育(たいいく)、音楽(おんがく)、図工(ずこう)などを学(まな)びます。
- 学校(がっこう)の外(そと)で行(おこな)う遠足(えんそく)や体験活動(たいけんかつどう)、クラブ活動(くらぶかつどう)、授業参観(じゅぎょうさんかん)など様々(さまざま)な行事(ぎょうじ)や活動(かつどう)があります。





06-02 こどもを小学校(しょうがっこう)・中学校(ちゅうがっこう)へ通(かよ)わせたいとき

- 学校(がっこう)に通(かよ)わせたいときは、市役所教育総務課(しやくしよきょういくそうむか)に来(き)てください。
- 学校(がっこう)に通(かよ)うための申込書(もうしこみしょ)を書(か)きます。
- 住(す)んでいる場所(ばしょ)で、通(かよ)う学校(がっこう)が決(き)まります。
- 親(おや)とこどもの在留カード(ざいりゅうカード)を持(も)って来(き)てください。
- 日本(にっぽん)の小学校(しょうがっこう)に通(かよ)っていた場合(ばあい)は、前(まえ)の学校(がっこう)の書類(しょるい)も持(も)って来(き)てください。





06-03 こどもと龍ヶ崎市(りゅうがさきし)に住(す)むとき、他(ほか)の まちに住(す)むとき

- 龍ヶ崎市(りゅうがさきし)に住(す)む人(ひと)で、6歳(さい)から15歳(さい)のこどもがいる人(ひと)は必(かなら)ず市役所教育総務課(しやくしよきょういくそうむか)に来(き)てください。
- 学校(がっこう)に行(い)かないときでも、市役所教育総務課(しやくしよきょういくそうむか)に来(き)てください
- 他(ほか)のまちに住(す)むときは、学校(がっこう)に知(し)らせてください。





06-04 学校(がっこう)に通(かよ)わせるお金(かね)が足(た)りないとき

- 小・中学校(しょう・ちゅうがっこう)に通(かよ)わせるお金(かね)が足(た)りない人(ひと)に、学校給食費(がっこうきゅうしょくひ)や学用品費(がくようひんひ)を助(たす)ける制度(せいど)があります。
- 高校(こうこう)に通(かよ)わせるお金(かね)が足(た)りない人(ひと)に、お金(かね)を支給(しきゅう)する制度(せいど)があります。
- 詳(くわ)しいことは、市役所教育総務課(しやくしょきょういくそうむか)へ聞(き)いてください。





07-01 下水道(げすいどう)を使(つか)う【龍ヶ崎市(りゅうがさきし)に住(す)む】

- 市役所下水道課(しやくしよげすいどうか)の窓口(まどぐち)に来(く)るか、電話(でんわ)をしてください。
- 下水道(げすいどう)の利用(りよう)には毎月(まいつき)お金(かね)がかかります。
- 名前(なまえ)・住(す)んでいるところ・連絡先(れんらくさき)を教(おし)えてください。
- 代表(だいひょう)の人(ひと)の名前(なまえ)・いつから使(つか)う・何人(なんにん)で使(つか)う・使(つか)う人(ひと)の名前(なまえ)を教(おし)えてください。





07-02 下水道(げすいどう)をやめる【市外(しがい)に住(す)む】

- 市役所下水道課(しやくしょげすいどうか)の窓口(まどぐち)に来(く)るか、電話(でんわ)をしてください。
- 名前(なまえ)・住(す)んでいるところ・連絡先(れんらくさき)を教(おし)えてください。
- 代表(だいひょう)の人(ひと)の名前(なまえ)・やめる日(ひ)・次(つぎ)に住(す)むところを教(おし)えてください。





07-03 下水道(げすいどう)を使(つか)う【市内(しない)で別(べつ)なところに住(す)む】

- 市役所下水道課(しやくしょげすいどうか)の窓口(まどぐち)に来(く)るか、電話(でんわ)をしてください。
- 名前(なまえ)・住(す)んでいるところ・連絡先(れんらくさき)を教(おし)えてください。
- 代表(だいひょう)の人(ひと)の名前(なまえ)・やめる日(ひ)・住(す)んでいたところ・次(つぎ)に住(す)むところを教(おし)えてください。





07-04 下水道(げすいどう)を使(つか)う【使(つか)う人(ひと)の 数(かず)が変(か)わったとき】

- 市役所下水道課(しやくしょげすいどうか)の窓口(まどぐち)に来(く)るか、電話(でんわ)をしてください。
- 名前(なまえ)・住(す)んでいるところ・連絡先(れんらくさき)を教(おし)えてください。
- 代表(だいひょう)の人(ひと)の名前(なまえ)・人数(にんずう)が変(か)わった日(ひ)・同居人数(どうきょにんずう)・住(す)む人(ひと)・出(で)ていく人(ひと)の名前(なまえ)を教(おし)えてください。





07-05 下水道料金(げすいどうりょうきん)を払(はら)う

②払(はら)うお金(かね)

下水道使用料納入済通知書

年 月 随 お客様番号 下水道使用料(円)

この欄は機械で処理しますので汚したり、折り返したりしないでください。

お客様番号	年 月 分
使用水量 (m)	下水道使用料(円)
(うち消費税等相当額 円)	

様

この納付書は、裏面の金融機関(本・各支店)又は龍ヶ崎市役所及び出張所で納付してください。(コンビニエンスストアでは納付できません。)

発行日 年 月 日
納入期限 年 月 日

龍ヶ崎市役所 都市整備部 下水道課
〒4800020 000317
〒301-8611 龍ヶ崎市 3710番地
TEL 0297-64-1111 (代)

龍ヶ崎市会計管理者様

領収日付印

(市役所保管)

下水道使用料納入済通知書控

原符

お客様番号 年 月 分 随 口径 用途

使用期間 月 日 月 日

下水道使用料(円)

(うち消費税等相当額 円)

合計金額(円)

上記の金額を請求致します。納入期限内に納めてください。

龍ヶ崎市役所下水道課
〒301-8611
龍ヶ崎市 3710番地
TEL 0297-64-1111

龍ヶ崎市長 萩原 勇

発行日 年 月 日
納入期限 年 月 日

領収日付印

(金融機関保存用)

下水道使用料納入済通知書兼領収証書

使用場所

お客様番号 年 月 分 随 口径 用途

使用期間 月 日 月 日

下水道使用水量 (m)

下水道使用料(円)

(うち消費税等相当額 円)

合計金額(円)

上記の金額を請求致します。納入期限内に納めてください。

龍ヶ崎市長 萩原 勇

発行日 年 月 日
納入期限 年 月 日

領収日付印

本書は、金額を訂正したもの又は公印若しくは取扱金融機関等の領収印のないものは無効です。

お問い合わせ窓口は裏面に記載しております。

(お客様保存用)

①この日(ひ)までに払(はら)う

07 下水道課(げすいどうか)



08-01 ごみを出(だ)すときの決(き)まり

- ごみを出(だ)すときは決(き)められた袋(ふくろ)を使(つか)います。
- ごみは種類(しゅるい)ごとに分(わ)けて出(だ)します。
- ごみは決(き)められた場所(ばしょ)に出(だ)します。
- 住(す)んでいる場所(ばしょ)でごみを出(だ)すことができる曜日(ようび)と時間(じかん)が決(き)まっています。





08-02 ごみの種類(しゅるい)

- ごみを捨(す)てるときは「燃(も)やすごみ」「燃(も)やさないごみ」「資源(しげん)ごみ」の種類(しゅるい)に分(わ)けます。
- 生(なま)ごみやプラスチック(ぷらすちっく)(ぷらすちっく)のごみ、ビニール(びにーる)のごみは「燃(も)やすごみ」です。
- ガラス(がらす)や茶(ちゃ)わん、鉄(てつ)、金属(きんぞく)は「燃(も)やさないごみ」です。
- 缶(かん)や瓶(びん)、ペットボトル(ぺっとぼとる)・ダンボール(だんぼーる)は「資源(しげん)ごみ」です。

「燃(も)やすごみ」



「燃(も)やさないごみ」



「資源(しげん)ごみ」





08-03 ごみを出(だ)す場所(ばしょ)

黄色(きいろ)い看板(かんばん)

- ごみを出(だ)す場所(ばしょ)は、隣(となり)に住(す)んでいる人(ひと)や住(す)んでいるところのオーナー(おーなー)・管理人(かんにんに)に聞(き)いてください。
- ごみを出(だ)せる場所(ばしょ)には黄色(きいろ)い看板(かんばん)があります。
- 缶(かん)や瓶(びん)、ペットボトル(ぺっとぼとる)・ダンボール(だんぼーる)は白(しろ)い看板(かんばん)のところに出(だ)します。
- 大(おお)きなごみ【1m(めーとる)より大(おお)きいもの】は市役所生活環境課(しやくしよせいかつかんきょうか)に連絡(れんらく)してください。



白(しろ)い看板(かんばん)



08 生活環境課(せいかつかんきょうか)





08-04 ごみを出す(だす)日(ひ)と時間(じかん)

- ごみは、決(き)められた曜日(ようび)の午前(ごぜん)8時(じ)までに出(だ)します。
- どの種類(しゅるい)のごみをいつ出(だ)すのか決(き)まっています。
- ごみを出(だ)す日(ひ)は、決(き)められた場所(ばしょ)に置(お)いてある看板(かんばん)に書(か)いてあります。
- 決(き)められた曜日(ようび)以外(いがい)にはごみを出(だ)してはいけません。





08-05 犬(いぬ)を飼(か)い始(はじ)めたとき

- 飼(か)い主(ぬし)本人(ほんにん)か家族(かぞく)の人(ひと)が、市役所生活環境課(しやくしよせいかつかんきょうか)に来(き)て、犬(いぬ)の登録(とうろく)をします。
- 住(す)んでいるところや飼(か)い主(ぬし)が変(か)わったら、市役所生活環境課(しやくしよせいかつかんきょうか)に連絡(れんらく)してください。
- 登録(とうろく)はお金(かね)【2000円(えん)】がかかります。





08-06 狂犬病(きょうけんびょう)予防注射(よぼうちゅうしゃ)について

- 犬(いぬ)を飼(か)ったら毎年1回(まいとし1かい)狂犬病(きょうけんびょう)を防(ふせ)ぐ注射(ちゅうしゃ)をします。
- 注射(ちゅうしゃ)は動物病院(どうぶつびょういん)で受(う)けることができます。
- 注射(ちゅうしゃ)をしたら、受(う)けた証明書(しょうめいしょ)を市役所生活環境課(しやくしょせいかつかんきょうか)に出(だ)します。
- 注射済票(ちゅうしゃずみひょう)には、お金(かね)【400円(えん)】がかかります。



08 生活環境課(せいかつかんきょうか)



08-07 飼(か)い犬(いぬ)が死亡(しぼう)した場合(ばあい)

- 市役所生活環境課(しやくしよせいかつかんきょうか)に連絡(れんらく)してください。





09-01 課税所得(かぜいしょとく)・納税(のうぜい)・固定資産(こていしさん)証明(しょうめい)等(など)がほしいとき

- 市役所市民窓口課(しゃくしよしみんまどぐちか)か各出張所(かくしゅつちようじょ)で申請書(しんせいしょ)を書(か)きます。
- 窓口(まどぐち)に来(く)る人(ひと)は本人確認(ほんにんかくにん)できるもの(在留カード(ざいりゅうカード))を持(も)って来(き)てください。
- 別(べつ)の人(ひと)が申請(しんせい)するときは委任状(いにんじょう)がいります。
- 車検用(しゃけんよう)の軽自動車税納税証明書(けいじどうしゃぜいのうぜいしょうめいしょ)は車検証(しゃけんしょう)があれば委任状(いにんじょう)はいりません。
- 車検用(しゃけんよう)の軽自動車税納税証明書(けいじどうしゃぜいのうぜいしょうめいしょ)以外(いがい)はお金(かね)がかかります。





09-02 仮ナンバー(かりなんばー)を借(か)りたいとき

- 市役所税務課(しゃくしょぜいむか)で申請書(しんせいしょ)を書(か)きます。
- 窓口(まどぐち)に来(く)る人(ひと)は本人確認(ほんにんかくにん)できるもの(在留カード(ざいりゅうカード))を持(も)って来(き)てください。
- 車検証(しゃけんしょう)(自動車検査証記録事項(じどうしゃけんさしょうきろくじこう))、自動車検査証返納証明書(じどうしゃけんさしょうへんのうしょうめいしょ)又(また)は登録識別情報等通知書(とうろくしきべつじょうほうとうつうちしょ)と自動車損害賠償責任保険証書(じどうしゃそんがいばいしょうせきにんほけんしょうしょ)がいります。
- 借(か)りたナンバープレート(なんばーぷれーと)は期日(きじつ)までに返(かえ)します。
- お金(かね)【750円(えん)】がかかります。





09-03 原付バイク(げんつきばいく)を登録(とうろく)、廃車(はいしゃ)したいとき

- 市役所税務課(しゃくしょぜいむか)に来(き)て、申請書(しんせいしょ)を書(か)きます。
- 登録(とうろく)するときは、販売証明書(はんばいしょうめいしょ)や譲渡証明書(じょうとしょうめいしょ)を持(も)って来(き)てください。
- 手続(てつづ)きをするときは本人確認(ほんにんかくにん)できるもの【在留カード(ざいりゅうカード)】を持(も)って来(き)てください。
- バイク(ばいく)がいなくなったら、ナンバープレート(なんばーぷれーと)を持(も)って来(き)てください。





09-04 市県民税(しけんみんぜい)の申告(しんこく)をしたいとき

- 市役所税務課(しやくしょぜいむか)で、申告(しんこく)してください。
- 市県民税(しけんみんぜい)とは、前(まえ)の年(とし)の収入(しゅうにゅう)によって市(し)や県(けん)に払(はら)う税金(ぜいきん)です。
- 内容(ないよう)によっては、税務署(ぜいむしょ)で申告(しんこく)する場合(ばあい)があります。
- 申告(しんこく)には、源泉徴収票(げんせんちょうしゅうひょう)などの収入(しゅうにゅう)のわかる書類(しょるい)がいります。
- 分(わ)からないことは、市役所税務課(しやくしょぜいむか)に聞(き)いてください。



10-01 災害(さいがい)の前(まえ)に

- 安全(あんぜん)のために準備(じゅんび)をしておきます。
- 3日分(かぶん)ぐらいの食べ物(たべもの)や水(みず)を準備(じゅんび)します。
- 「非常持ち出し袋(ひじょうもちだしぶくろ)」を用意(ようい)します。(パスポート(ぱすぽーと)・在留カード(ざいりゅうカード)・服(ふく)・歯ブラシ(はぶらし)など)
- 家具(かぐ)が倒(たお)れないように「転倒防止金具(てんとうぼうしかなぐ)」をつけておきましょう。
- 地域(ちいき)の防災訓練(ぼうさいくんれん)などに参加(さんか)しましょう。





10-02 避難(ひなん)するときは

- 「非常持ち出し袋(ひじょうもちだしぶくろ)」をもって避難所(ひなんじょ)に行(い)きます。
- 逃(に)げる場所(ばしょ)が分(わ)からないときは「どこに逃(に)げたらいいですか」と近(ちか)くの日本人(にっぽんじん)に質問(しつもん)する。

避難所(ひなんじょ)

- 台風(たいふう)や地震(じしん)などで家(いえ)にいるのが危(あぶ)ないときに、多(おお)くの人(ひと)が逃(に)げてくる場所(ばしょ)です。





10-03 災害(さいがい)【台風(たいふう)・大雨(おおあめ)】

- 危険(きけん)がある場所(ばしょ)からは、離(はな)れましょう。
- 強(つよ)い風(かぜ)がふくので外(そと)に出(で)ません。
- 雨(あめ)で水(みず)が増(ふ)えると危(あぶ)ないので、海(うみ)や川(かわ)の近(ちか)くには行(い)きません。
- 土砂(どしゃ)が崩(くず)れることがあるので、山(やま)やがけには近(ちか)づきません。





10-04 災害(さいがい)【地震(じしん)】

家(いえ)の中(なか)にいるとき

- 自分(じぶん)の体(からだ)を守(まも)る。(テーブル(てーぶる)の下(した)などに入(はい)る)
- 出口(でぐち)を作(つく)る。(外(そと)に逃(に)げるためにドア(どあ)や窓(まど)を開(あ)ける)
- すぐに外(そと)に出(で)ない。(上(うえ)から物(もの)が落(お)ちてくる可能性があります)
- 火(ひ)を消(け)す。(ガス(がす)やストーブ(すとーぶ)の火(ひ)を消(け)します)
- 外(そと)に逃(に)げる前(まえ)に、ブレーカー(ぶれーかー)を「切(きり)/OFF(おふ)」にする。
【電気(でんき)による火事(かじ)を防(ふせ)ぎます】





10-04 災害(さいがい)【地震(じしん)】

- かばんなどで頭(あたま)を守(まも)る。(上(うえ)から物(もの)が落(お)ちてくることがあります)
- 車(くるま)を左(ひだり)に止(と)めて、エンジン(えんじん)を切(き)る。鍵(かぎ)をつけたまま逃(に)げる。

外(そと)にいるとき

- 水辺(みずべ)(川(かわ)・海(うみ))からはなれる。
- エレベーター(えれべーたー)にいたときは全部(ぜんぶ)の階(かい)のボタン(ボタン)を押(お)す。止(と)まったら近(ちか)くの階(かい)で降(お)りる。





10-05 警戒レベル(けいかいレベル)【避難(ひなん)のタイミング(たいみんぐ)】

警戒レベル(けいかいレベル)5 : 命(いのち)を守(まも)ってください。災害(さいがい)が起(お)こっているか、起(お)きそうです。

警戒レベル(けいかいレベル)4 までに必(かなら)ず『避難(ひなん)』

警戒レベル(けいかいレベル)4 : 危険(きけん)な場所(ばしょ)から安全(あんぜん)な場所(ばしょ)に全員(ぜんいん)避難(ひなん)します。

警戒レベル(けいかいレベル)3 : お年寄(としよ)りやこども、避難(ひなん)するのに時間(じかん)がかかる人(ひと)は避難(ひなん)します。

警戒レベル(けいかいレベル)2 : 避難(ひなん)するタイミング(たいみんぐ)や避難(ひなん)する場所(ばしょ)を再確認(さいかくにん)します。

警戒レベル(けいかいレベル)1 : 雨(あめ)や川(かわ)の情報(じょうほう)をテレビ(てれび)やインターネット(いんたーねっと)で調(しら)べます。





11-01 火災(かさい)に遭(あ)ったとき

- 布団(ふとん)・毛布(もうふ)など救援物資(きゅうえんぶつし)がもらえます。
- 半焼(はんしょう)・半壊(はんかい)か全焼(ぜんしょう)・全壊(ぜんかい)などのときはお金(かね)がもらえます。
- 被害(ひがい)にあった証明書(しょうめいしょ)とハンコをもって市役所福祉総務課(しやくしよふくしそうむか)に来(き)てください。
- 火事(かじ)の被害(ひがい)に遭(あ)ったら市役所福祉総務課(しやくしよふくしそうむか)に聞(き)いてください。





12-01 日本語(にほんご)を学(まな)ぶ

- 日本語教室(にほんごきょうしつ)を開催(かいさい)しています。
- 日曜日クラス(にちようびくらす)・木曜日クラス(もくようびくらす)があります。
- 日曜日クラス(にちようびくらす):
10:30~12:00 市役所附属棟(しやくしょふぞくとう)
- 木曜日クラス(もくようびくらす):
19:00~20:30 市役所附属棟(しやくしょふぞくとう)
- お金(かね)【それぞれ500円(えん)/1か月(1かげつ)】がかかります。
- HPから申(もう)し込(こ)めます。窓口(まどぐち)でも申(もう)し込(こ)むことができます。
- 詳(くわ)しいことは市役所地域づくり推進課(しやくしょちいきづくりすいしんか)に聞(き)いてください。





12-02 相談(そうだん)する

いろんなことを相談(そうだん)することができます。

- 茨城県国際交流協会(いばらきけんこくさいこうりゅうきょうかい)
外国人相談センター(がいこくじんそうだんせんたー)

<https://www.ia-ibaraki.or.jp/consultation/support-center/>

- 出入国在留管理庁(しゅつにゅうこくざいりゅうかんりちょう)
外国人在留支援センター(がいこくじんざいりゅうしえんせんたー)

<https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc01.html>

- 法務省(ほうむしょう) 外国人(がいこくじん)のための人権相談(じんけんそうだん)

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>

